



町の相談日

(受付時間 午前9時～11時30分・午後1時～4時)

月日	該当行政区		会場
	午前	午後	
所得税確定申告			
2月18日(水)	斗合田・下江黒	上江黒・江口	ふるさと産業文化館 研修室
19日(木)	千津井	田島	
20日(金)	川俣・須賀	大輪	
25日(水)	入ヶ谷・矢島	大佐貫	
26日(木)	南大島	新里	
27日(金)	中谷	梅原	
町・県民税申告相談			
3月1日(月)	川俣	矢島	館林市農協 佐貫支所
2日(火)	須賀	大佐貫	
3日(水)	大輪(下)	大輪(上)・入ヶ谷	
4日(木)	千津井	斗合田・江口	館林市農協 千江田支所
5日(金)	上江黒	下江黒・田島	ふるさと産業文化館 研修室
9日(火)	南大島		
10日(水)	新里		
11日(木)	中谷		
12日(金)	梅原		

日程当日、役場税務課での申告相談は行いませんので、ご注意ください。

妻のパート収入と税
(受けられる ×受けられない)

パート収入	町・県民税	所得税	夫の配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	非課税	非課税		
103万円未満	課税	非課税		
141万円未満	課税	課税	×	
141万円以上	課税	課税	×	×

これに対して所得税は、103万円までは給与所得控除後の残額が基礎控除(38万円)以下となりますので課税されません。また、配偶者控除の対象となるのは、所得の場合と同一の基準ですので、所得が38万円以下の場合です。パートの年収にしますと103万円まではご主人の配偶者控除を受けることができます。

住民税

住民税(町・県民税)は、私たちに最も身近な税です。町や県を住みやすく豊かにするために使われます。

申告していただくかた

平成16年1月1日現在で明和町に住んでいて、平成15年中に所得のあったかた
平成15年中に明和町に転入したかた(給与所得者も含みます)

申告しなくてもよいかた

税務署に所得税の確定申告をし

たかた

収入が給与所得だけで、勤務先から給与支払報告書が役場に提出されているかた
生活保護法の規定により、生活扶助を受けているかた

申告の方法は

申告書は、申告の必要があると思われるかたに、2月上旬に郵送されます。昨年中の所得金額を自分で計算して記入する自主申告制です。必要事項を記入し、押印して提出してください。

なお、所得控除のうち雑損・医療費・社会保険料・小規模企業共済等掛金・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける場合は、領収書・証明書を添付してください。

(平成15年中のもの)

介護保険の医療費控除を受ける場合は、介護保険法等に規定する領収書を申告書に添付してください。広報めいわ9pに控除関係の説明文が記載されています。

なるべく指定日に

期間中の都合のいい日に申告していただくのが原則ですが、申告の待ち時間を少なくするため、あらかじめ次の日程表のとおり指定日を設定しています。

問い合わせ
館林税務署
役場税務課

☎ 72-4373
☎ 84-3111
内線 344

町・県民税Q&A パート収入と税金のしくみ

Q 妻はパートで働いています。年間収入がいくらになると町・県民税がかかりますか。

A パート収入が100万円以下ですと、給与所得控除(65万円)を差し引いた残額が町・県民税の非課税限度額(35万円)以下となりますので町・県民税はかかりません。

これに対して所得税は、103万円までは給与所得控除後の残額が基礎控除(38万円)以下となりますので課税されません。また、配偶者控除の対象となるのは、所得の場合と同一の基準ですので、所得が38万円以下の場合です。パートの年収にしますと103万円まではご主人の配偶者控除を受けることができます。